



2019年度(令和元年度)第5号

発行日：2020.1.29

発行：福山市新庭町二丁目21番30号

公益社団法人福山市シルバー人材センター

安全委員会

TEL (084) 953-5222

FAX (084) 953-5233

安全だより

無事故・無災害を目指して

安全対策重点項目

[2月] 安全意識改革・「安全就業基準」を確認し、ルールを遵守する。

[3月] 機械器具点検・作業前には作業機械・器具の点検整備を確実に行う。

事故発生状況について

傷害・賠償事故 既に合計25件も発生！！

前月号以降、賠償事故が1件発生しました。

[賠償事故]

[リースしたトリマーの破損] (11月20日)

トリマー（剪定用バリカン）を2台リースしたが、1台は本体付属の配線を誤って切断し、また、もう1台は本体内部のギアボックスが破損し、2台とも使用不能となったもの。

(賠償額:15,950円)

今回の事故で過去5年間で最も事故の多かった昨年度の28件（熱中症事案3件含む）に迫る情勢です。今年度も残すところ2カ月余りとなりますが、残念な記録を更新することがないよう、改めて 安全就業の徹底をお願いします。

寒さによる落とし穴！！

年が明けて寒さが一段と厳しくなりました。寒さの影響で地面が凍結したり、身体がこわばる等して、転倒・転落事故が懸念されます。

また、寒い日は熱いお風呂が気持ちのよいものですが、この時期、入浴中の事故も多発します。

みなさんは転倒・転落事故や入浴中の事故が年間どのくらい発生しているかご存知でしょうか？

例えば、平成30年度の高齢者の要因別死者数を見てみると、交通事故による死者数の2,464人に對し、転倒・転落事故による死者数は8,803人（約3.6倍）、浴槽内の事故による死者数は5,072人（約2.1倍）であり、交通事故による死者数を圧倒しています。

(1) 転ばないための身体づくりを！！

寒くなると、外出を控える日が続き、運動不足から体もこわばり、転倒しやすい状況となります。

加えて、加齢とともに以下の症状が伴うため、更に事故が起きやすくなります。

○転落・転倒リスク

- ・筋力の衰え
- ・平衡感覚の低下
- ・視力や視認性の低下（足元が見えにくい）
- ・病気や薬の副作用によるふらつき

「転倒→骨折」は、寝たきりの第2の原因とも云われており、転ばないための身体づくりが必要です。

適度なウォーキングは転倒予防や骨粗しょう症予防にも有効と云われていますので、交通事故に気をつけて、身体に無理がない程度に実践してみてはいかがでしょうか。

また、就業時には裏面の内容を実践し、転倒・転落予防に努めましょう。

○転倒・転落事故を防ぐために

- ・作業前には柔軟体操等で身体をほぐしましょう
- ・滑りにくい履物を着用しましょう
- ・足元すっきり 整理整頓を行いましょう
- ・脚立などを使用する場合は、ヘルメットや安全帯を必ず着用しましょう

併せて、路面も凍結しやすいため、特に早朝の就業途上時は注意が必要です。次のことを参考にしてください。

○注意事項

[車・バイクの場合]

- ・坂道や橋は凍結の可能性あり
- ・スピード控え目、車間距離を十分確保

[自転車・徒歩の場合]

- ・坂道や橋以外にも、水たまり、路面の段差にも注意

(2) 入浴中の寒暖差に注意！！

入浴中の事故(不慮の溺死及び溺水等)は、11月から3月の冬季に集中し、全体の7割以上を占めています。

加齢とともに血圧を正常に保つ機能が低下します。そのため、寒暖差などで急激な血圧の変動があると、脳内の血流量が減り、意識を失うことがあります。これが入浴中の溺水事故につながると考えられています。特に、熱い浴槽内から急に立ち上がった時に、めまいや立ちくらみを起こすような方は注意が必要です。

また、食後は血圧が下がり過ぎる食後低血圧を起こしやすいため、食後や飲酒後も入浴を避ける必要があります。

○風呂場での漏水リスク

血圧の急激変動により、意識消失が起きやすい

<血圧に影響する因子>

- ・急な寒暖差
- ・風呂の水圧
- ・急に立ち上がる
- ・食後、飲酒後
- ・薬の副作用

事故予防のポイントはつぎのとおりです。

○安全に入浴する7つのポイント

- ①入浴前に脱衣所や浴室を暖めておく
- ②温度は41度以下、湯に漬かる時間は10分を目安にする
- ③浴槽から急に立ち上がらない
- ④食後、飲酒後はアルコールが抜けるまでは入浴を控える
- ⑤精神安定剤、睡眠薬などの服用後入浴は控える
- ⑥入浴する前に同居者に一声掛ける

同居者は、いつもより入浴時間が長いときには入浴者に声掛けをしましょう。

シルバー保険の免責額等の検討

全国的に、事故の増加や支払保険金の高額化のため、保険会社から保険料・契約条件の見直しや契約辞退の申し出を受けたセンターが相当数あると聞いています。当センターでも、昨年度、一昨年度に発生した傷害・賠償事故に対し、いずれも300万円を超える保険金を支払っており、当センターとしても他人事ではありません。みなさんが安心して働くためのシルバー保険に継続的・安定的に加入していくには、今後、免責額や賠償額負担のあり方等を検討していかざるを得ない状況となっていますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。